

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年5月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月から58年12月まで
② 昭和59年1月から61年3月まで

私は、これまで夫の転勤に伴う転勤先での諸届を行う際に年金の手続も同時に行っていて、国民年金保険料は直接郵便局又は銀行に行って振り込んでいた。年金手帳が手元があればよいと思っていたので、領収書は残していない。

申立期間①については、当時は3か月に一度の納付であったはずなので、昭和57年度の一期目である4月から6月分のうち4月分だけ納付済みとなっているのはおかしい。

申立期間②については、年金手帳に、昭和59年1月23日付けで被保険者でなくなった旨が記入されているが、私は資格喪失の届けを提出した覚えは無い。それまで保険料を納付し続けていたのに、加入をやめるメリットは無いし、納付できない理由も無い。同年1月以降に一時、3号被保険者になっていると思い込んで、3か月から6か月分の保険料を納付していなかった記憶があるが、資格喪失の届けは提出していないし、27か月も未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が昭和53年9月に国民年金に任意加入して以来、当該期間の直前の57年4月までの44か月分の国民年金保険料が納付済みとなっており、この納付済期間においては、途中でA市からB市に転居しているものの、同市に転居後も付加保険料を納付し続けているなど納付意識の高さがうかがえる。このことから、同市に在住していた同年5月の時点では、申

立人の生活状況において保険料の納付に影響を与えるような大きな変化は認められないため、申立期間①の保険料について引き続き納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録とともに申立人の年金手帳においても、昭和59年1月に任意加入被保険者の資格を喪失したことが確認でき、当該期間中、被保険者資格を再度取得した形跡が見当たらない。このことから、当該期間においては納付書が発行されず、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年5月から58年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年3月まで

私は、20歳前に「20歳になったら国民年金」と題するハガキが自宅に届いたので、市役所の職員だった父に国民年金の加入手続を行ってもらい、同時に国民年金手帳と納付書の発行も行ってもらったと記憶している。

国民年金保険料は、市役所にある金融機関において、毎月父に納付してもらっていたにもかかわらず、申立期間が震災による申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳前に「20歳になったら国民年金」と題するハガキが自宅に届いたことから国民年金について家族で話し合ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳となった直後の平成7年10月7日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張と一致している。

また、申立人は、市役所の職員であった申立人の父親が同市役所の国民年金担当職員から「震災による免除申請を行わず、加入当初から保険料を納付し続けた方が良い。」との助言を受けたとしており、国民年金について家族で話し合った際、その助言から震災による免除申請を行わないこととしたとする申立人及びその家族の記憶は一致している。

さらに、申立人は、実家が震災により半壊したとする罹災証明を受けているものの、申立人の父親の当時の年収は1千万円を超え、申立人の母親も働いていたことから、国民年金保険料の納付に窮する状況ではなかったとしており、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付することができない状態であったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除申請すること無く、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年5月まで

私は、昭和44年8月に会社を退職してA町の実家に戻り、間もなく同町役場で国民年金の加入手続をして、その際にまとめて国民年金保険料を納付した。それ以降の保険料については、^き几帳面な私の母親が、私が46年2月に結婚と同時にB市に転居してからもずっと納付してくれていたと思っていたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年2月に結婚するまで同居していた母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しており、同様に同居していた申立人の兄については、申立人が結婚するまでの期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立期間のうち、申立人が母親と同居していた45年4月から46年2月までの申立人の保険料については、母親が納付していたものと認めることができる。

2 申立期間のうち、昭和46年3月については、申立人が結婚してA町からB市に転居した時期であるが、当時の国民年金保険料は3か月ごとに納付することとなっていたことから、申立人の母親は、同年3月分の保険料を同年1月及び2月分の保険料と一緒にA町で納付していたものと考えられる。

3 申立期間のうち、昭和46年4月及び同年5月については、申立人は同年2月にB市に転居しており、この時期、既にA町の集金人の集金対象から外れているため、母親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録、B市の被保険者名簿及び申立人が所

持する年金手帳によると、申立人は、昭和46年7月3日にB市役所で、同年2月の結婚と転居に起因する国民年金制度上の氏名変更と住所変更の手続を行い、同時に、任意加入被保険者資格喪失の手続を行っていることが確認できる。このため、申立人からの申出が無い限り、B市役所が、申立人の同年4月及び同年5月の保険料に係る納付書を同年7月3日以降に発行していたとは考えられない上、申立人は母親が申立人の保険料を納付してくれていると思っており、同市役所に対して納付書の発行を申し出たとは考えられないことから、申立人が同年4月及び同年5月の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間、62年12月、63年11月、平成元年3月、2年8月、同年11月、5年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から41年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和62年12月
④ 昭和63年11月
⑤ 平成元年3月
⑥ 平成2年8月
⑦ 平成2年11月
⑧ 平成5年10月及び同年11月

私の昭和37年7月から41年3月までの国民年金保険料は、私の義父が、夫の保険料と併せて支払ってくれており、49年1月から同年3月までの保険料は、私が、夫の保険料と併せてA市の集金人に支払っていました。また、59年からは夫婦二人分の保険料を夫の当座預金口座から口座振替で納付しており、たとえ残高不足により振替できなかつたとしても、後日送付されてきた納付書により近隣の金融機関で納付してきたのに、未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②（昭和49年1月から同年3月まで）について、申立人は、A市の集金人に納付していたとしているところ、41年4月から国民年金保険料をA市の集金人に納付している実績が申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、その後52年に市内転居をするまで生活状況に大きな変化が無く、申

立期間の前後の期間が 93 か月、161 か月と長期に渡って納付済みとなっていることから、申立期間②の 3 か月のみが未納となっているのは不自然と考えられる。

また、申立期間③から⑧までの期間について、申立人は、「残高不足により、口座振替ができなかった場合でも、その後に納付書が送付されてくれば必ず国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、昭和 59 年 2 月から、夫の当座預金口座からの引落としにより保険料の納付を行っていたが、社会保険事務所の記録によると、納付書により保険料を納付している実績が少なくとも 4 回確認できる。さらに、申立人の夫の当座預金元帳によると、申立期間③から⑧までの残高不足により振替不能であった期間について、すべて 5 日以内には入金があり、当座預金には十分な預金残高があったことが確認でき、経済的に納付書による保険料の納付ができなかった事情はうかがえないことから、申立期間③から⑧までの期間の納付書が送付されてくれば国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①(昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月まで)について、申立人は、「義父が私と夫の保険料を支払っていた。」としているものの、申立期間①当時、国民年金保険料は市町村単位で収納が行われており、B 市に住む義父が、A 市に住む申立人の国民年金保険料を支払うことは困難である上、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が 41 年ごろに払い出されていることが確認でき、37 年ごろに別の手帳記号番号が払い出された事情や、申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間、62 年 12 月、63 年 11 月、平成元年 3 月、2 年 8 月、同年 11 月、5 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月及び同年9月

私は、年金は自分で掛けるものだと知り、昭和46年4月ごろ、町役場で任意加入手続をし、欠かさず国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は、おそらく、2か月ごとの納付書が1年分郵送され、銀行や市役所で納付していたと思う。また、銀行の口座から口座振替により納付していたこともあった。

私は、金銭的なものはしっかり納める性格であり、2か月とはいえ未納期間があることは信じられない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月30日に国民年金に任意加入し、それ以後、申立期間を除き、60歳までの加入期間について国民年金保険料の未納は無く、国民年金への加入意識及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、その前後は、148か月及び30か月と長期間に渡って国民年金保険料が納付されている上、申立期間の前後において、申立人には住所の変更やその夫の転職等、生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の2か月のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、市役所から2か月ごとの納付書が1年分郵送され、銀行や同市役所の窓口又は口座振替により納付していたとしているところ、市によると、昭和52年4月1日以降、納付書による自主納付（2か月ごと）又は自動口座引き落とし（毎月）による納付となったとしており、申立人の主張する納付方法と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 9 月 13 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 2 日まで

私が 58 歳のころに、社会保険事務所へ年金額の照会を行ったところ、昭和 43 年 12 月 24 日に脱退手当金が支給済みとなっており、私の厚生年金保険被保険者期間は無いと回答された。

しかし、当時、私は郊外に居住しており、長男（1 歳）と次男（妊娠 5 か月）がいる中で、電車を乗り継いで脱退手当金をもらいに行けるはずがないし、そのようなことをした記憶も無い。加えて、我が家はお金に困っていなかった。

また、私が脱退手当金をもらっていないことの証明として、私の年金手帳には脱退の記録表示は無く、厚生年金が受給できる内容になっていると主張すると、社会保険事務所は単なる記載もれであり、脱退手当金をもらっていないことの証明にはならないと言われた。

平成 12 年 6 月 8 日に社会保険審査会に再審査請求をした時にも、私の年金手帳の記録は証拠として認めてもらえず、双方証拠の無い状況でありながらも社会保険事務所の主張を認め棄却された。

私の老齢厚生年金の受給権を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の総務担当者によると、同社は脱退手当金の代理請求を行っておらず、従業員から相談を受けた場合は、脱退手当金を受け取らず年金につなげるよう指導していたとしている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 年 4 か月後の昭和 43 年 12 月 24 日に支給決定されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 54 年 11 月ごろ、元同僚 4 人との会話をきっかけに、脱退手当金の制度を初めて知るところとなり、申立人のみ受給していなかったことから、以前在籍していた会社の総務担当者に相談した際、受給しない方がいいと指導され、当該会社から年金手帳の再発行をしてもらったとしており、当時の状況を詳細に記憶しているところ、申立人の所持する年金手帳（厚生年金保険被保険者記号番号のみ記載）については、当該会社の所在地を管轄する社会保険事務所が同年 12 月 13 日に再発行したことが確認でき、当時の総務担当者及び元同僚が申立人の主張を裏付ける証言をしていることから、脱退手当金を受給していないとする申立内容には信憑性^{しんぴようせい}がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 25 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 12 月 16 日まで

私は、結婚を契機にA社を退職したが、退職後は、60歳を迎えるまでの間、継続して国民年金に加入した。

社会保険庁の記録では、A社を退職した際、B社及びA社における厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金を受給しているとされているが、受給した記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 12 月にA社を退職した際、申立期間に係る脱退手当金を受給していないとしているところ、申立人の国民年金手帳及び社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳が申立期間に係る脱退手当金の支給決定日の翌日の 41 年 3 月 17 日に発行され、同社退職直後から 60 歳を迎えるまでの間、未納無く国民年金保険料を納付していることが確認でき、厚生年金保険と国民年金の両方を受給する意思で国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は信頼性が高く、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、A社は、平成 16 年 3 月 31 日付けで営業権をC社に譲渡しており、同社及び当時の総務担当者によると、従業員の退職に際し、脱退手当金についての説明を行っておらず、脱退手当金を会社側が代理で請求、受領することも無かったとしている上、当時、脱退手当金を受給している複数の同僚に聴取しても、代理請求をうかがわせる供述は無く、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで

A社を退職した際、社長から「大事に持っておくように」と厚生年金保険被保険者証をもらいました。60歳前に年金の裁定請求に行った際、脱退手当金を支給している記録になっていると言われ、厚生年金保険被保険者証に「脱」が押印されました。当時の社長に聞くと、会社は脱退手当金の手続をしていないとの事でした。私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にある当該表示が、当時なされた表示であると認めることはできない。

また、申立人は結婚のためA社を退職する際、事業主から厚生年金保険被保険者証をもらい、「大事なものだから大切に保管しておくように」と言われたとしており、同社において脱退手当金の支給記録のある元従業員は、「出産を機に同社を退職する際、脱退手当金を給与と一緒にもらったが、その時に厚生年金保険被保険者証はもらっていない。」と証言していることから、申立人が現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえると、申立人の当時の状況についての主張は信ぴょう性が高い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 21 日まで
② 昭和 36 年 2 月 4 日から 41 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 21 日までの期間及び 36 年 2 月 4 日から 41 年 2 月 1 日までの期間について脱退手当金が支給済み（43 年 6 月 14 日支給の記録）となっており、厚生年金保険の被保険者期間から除外されていることが分かった。

この時期は、長男（昭和 42 年 3 月誕生）が病弱で子育てに苦勞したので、当時のことはよく覚えている。当時のことを振り返ってみても、私には脱退手当金を請求し、受け取ったという記憶は全く無い。私が受領したというのであれば、証拠書類があるはずなので、自分の目で確認したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社では、昭和 37 年度から 42 年度までの 6 年間に女性 14 人が退職しているが、脱退手当金の受給要件に該当する加入期間 24 か月以上の退職者は二人（申立人を含む。）であり、うち脱退手当金が支給されているのは申立人のみである上、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 4 か月後の昭和 43 年 6 月 14 日に支給決定されたことになっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 41 年 4 月に結婚し、同年 5 月 10 日に改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、すでに改姓していた申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年2月2日まで

私は、A社で働いた昭和17年6月1日から20年2月2日までの厚生年金番号が不明のため、社会保険事務所に出向いて調べてもらったところ、この期間の分は脱退手当金として、20年3月22日支払っていると説明を受けたが、支給日当時、航空隊（B県）に入隊していた私が脱退手当金を受け取ることはできないはずだ。

厚生年金を受給し始めた約20年前に知って諦めていたが、現在年金問題が大きく取り上げられるようになったので申し出た。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和20年3月22日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、A社を退職する時に脱退手当金の説明を受けておらず、当時は、B県にあった航空隊に入隊していたと主張しており、申立人が同年1月25日に同航空隊に入隊したことが確認できることから、申立人が脱退手当金裁定の請求を行うことは考え難い。

また、申立人は、自身が海軍に入隊している時には家族は疎開しており、退職時の住所には誰も居なかったため、脱退手当金を受取っていないと主張しており、脱退手当金の支給決定が行われた当時、申立人の住居があったC市は、昭和20年3月の空襲により大きな被害を受けたことが確認できることから、家族はD県に疎開していたとする申立人の主張は信用でき、脱退手当金を受給したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定により支給されるべき額84円と27円（32%）相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月16日から同年11月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取消に係る記録を取り消し、資格喪失日に係る記録を同年11月16日とし、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月16日から44年2月まで

昭和43年ごろ、東京に現存するA社に就職しました。平成19年10月に確認すると、この期間の厚生年金保険の記録に関しては「取消し」となっていると回答を受けました。しかし私にはどうしても納得できません。わずか半年の期間ですが、私が社会人として就いた初めての仕事ですから、勤務したことを鮮明に記憶しています。申立期間について厚生年金保険被保険者記録の確認をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和43年9月16日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、その後、資格の取得取消が行われており、厚生年金保険の被保険者記録は存在しない。

しかし、雇用保険の記録及びA社の人事担当者の証言により、申立人は、昭和43年9月16日から同年11月15日まで、同社で正社員として勤務していたことが確認できる。

また、昭和42年7月から43年3月までの間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した240人のうち、同資格が取り消された者が申立人以外に二人確認できるが、一人については「誤記」と表示されており、他の一人については当該事業所の他の部署において同資格を取得していることにより取り消されていることが確認できることから、資格を取り消された3人のうち、

その理由が確認できない者は、申立人だけである。

さらに、申立てに係る事業所が唯一保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人については、入社後2か月経過した後に、遡及して厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われていることが確認でき、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容とも一致する（資格取得の処理日は昭和43年11月20日）上、取消しの処理日（43年11月27日）が雇用保険記録で確認できる離職日（43年11月15日）の11日後であり、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無いことから、当該事業所が申立人に係る資格取得手続きを行った直後に、資格喪失時においての手続きを行う必要が生じたため、事務処理が混乱し、誤って資格取消しの手続きを行ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に勤務しており、事業主は取得届を遅れながらも提出している事実があることから、申立期間のうち、昭和43年9月16日から同年11月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年9月16日の資格取得日の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、前述のとおり、事務処理の混乱により資格取消しの手続きが行われたと考えられることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）。

一方、申立期間のうち、昭和43年11月16日から44年2月までについては、雇用保険の記録が43年11月15日に資格喪失となっており、それ以後について在籍を確認できるものは無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書等）や元同僚の証言等の周辺事情も見当たらないことから、A社において厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 37 年 7 月 29 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 25 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 12 日から 42 年 6 月 1 日まで

昭和 42 年 5 月に会社を退職した 1 年 2 か月後に脱退手当金を受領した事になっていますが、当時、私は脱退手当金の制度自体を知らず、請求した覚えも、受領した覚えも全くありませんので、調査の上、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 43 年 8 月 2 日に支給されたことになっており、事業主が代理請求をしたとは考え難い。

また、申立期間当時に A 社を退職した申立人を除く 7 人の女性社員全員が脱退手当金を受領していないことが確認できる上、被保険者名簿においては、申立人を含む 8 人すべてについて、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示は見られない。

さらに、申立人は、申立期間当時から一生夫婦共働きをする予定であり、厚生年金保険の将来の生活保障としての役割を十分認識していたとしており、せつかくの厚生年金保険の加入実績を一時的な脱退手当金の受領で失うことは絶対にあり得ないとしている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和44年11月は3万9,000円、同年12月は4万5,000円、45年1月は5万6,000円、同年2月は6万4,000円、同年3月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和45年4月については厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月8日から45年4月21日まで

A社で昭和44年11月8日から45年4月21日まで勤務したが、給料支払明細書からは、6か月間保険料が控除されているので、社会保険事務所の厚生年金被保険者期間が5か月になっている記録を訂正し、保険料が納めたことが確認出来る6か月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間の厚生年金保険料については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額よりも高い額が事業主より控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する申立期間に係る給料支払明細書により、A社は、月々の給料支払額により社会保険料額を算定しており、標準報酬月額の算定方法が不適切であったことが確認できる。

このため、申立期間に給与から控除されている厚生年金保険料は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく保険料額を上回るものとなっている。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から判断して、昭和44年11月は3万9,000円、同年12月は4万5,000円、45年1月は5万6,000円、同年2月は6万

4,000円、同年3月は5万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和53年に全喪しており、当時の事業主から回答を得られず不明であるが、申立期間に係る給料支払明細書を見ると、月々の給料支給額により社会保険料額を算定するなど、事業主の標準報酬月額算定方法が不適切であったと確認できることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料については納入の告知を行っておらず(その後納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立人のA社に係る社会保険事務所の被保険者記録を見ると、資格取得が昭和44年11月8日、資格喪失が45年4月21日、被保険者月数が5か月として記録されていることが確認できる。

また、当該事業所の元取締役及び元同僚は、「退職の時は、給料が20日締であるので21日に被保険者資格を喪失し、退職後月末まで働くことは考えられない。」と証言している上、当該事業所における申立人の雇用保険加入記録においても、昭和44年11月4日資格取得、45年4月21日資格喪失となっていることが確認でき、社会保険庁が保管する厚生年金保険の記録とおおむね一致することから、事業主が当月控除にもかかわらず誤って被保険者資格の喪失月(昭和45年4月分)の保険料を控除している事が確認できる。

しかし、被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、資格喪失月を被保険者期間に算入することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、被保険者資格の喪失月である昭和45年4月については被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から47年2月までの期間及び同年9月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から47年2月まで
② 昭和47年9月から52年1月まで

私は、A社で働いていた昭和38年10月ごろ、同僚の勧めによりB町役場において自分で国民年金の加入手続を行い、同役場の窓口で保険料を納付していた。

昭和39年12月の結婚と同時にC市に転居したが、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付組織を通じて納付し、その後、引っ越しや離婚等生活環境に大きな変化はあったが、国民年金の住所変更手続はきちんと行い、保険料を未納無く納めたと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月ごろ、B町役場において国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人及び当時の夫の国民年金手帳記号番号は、婚姻後、約9年経過した49年1月26日に連番で払い出され、共に48年1月にさかのぼって国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人及び元夫に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市役所によると、申立人がB町において昭和38年10月ごろ、国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していたとする記録は見当たらないとしている上、39年12月の婚姻後に居住したC市においても、同市役所によると、申立人の国民年金の住所変更手続が行われ、申立人及び元夫の国民年金保険料が納付されていたとする記録は見当たらず、49年1月26日付

けで国民年金手帳記号番号の払出しを受け、48年1月にさかのぼって新規資格取得した国民年金の記録（48年1月から50年10月まで）しか見当たらないとしており、その間の納付記録は、社会保険庁の納付記録と同様、申立人及び元夫共に未納とされている。

さらに、D市役所によると、申立人に係る国民年金被保険者記録上、申立人が昭和50年10月にC市からD市へ転居した際、国民年金の住所変更が行われたことは確認できるものの、同市における納付状況は、社会保険庁の記録同様、未納とされている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続、住所変更手続及び保険料納付についての記憶が定かでない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年7月まで

私は、昭和43年5月に会社を退職し、自宅で個人事業所を営んでいた。会社退職後の1年間は国民年金に未加入であったが、44年6月に子供が誕生し、同年7月11日に入籍するとともに国民年金に加入した。生まれた子供に健康保険証が必要であったので、市役所で国民健康保険の加入手続をした際に、半ば強制的に国民年金に加入させられたことを記憶している。

国民年金保険料については、家計を管理していた妻が、地域の婦人会の会場であった会館に、定期的に家族全員分の手帳を持参して納付していた。申立期間の保険料について、義父、義母及び妻は納付済みの記録があるのに、同時に納付していた私の保険料だけ納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人（及びその妻）は、昭和44年7月に市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の年金手帳記号番号が払い出された記録は無い。

また、申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料を家族の分と合わせて、定期的に会館で納めてきたとしているが、市役所においては申立人に係る国民年金被保険者名簿は作成されておらず、納付記録も見当たらない。

さらに、昭和48年8月に申立人が自宅で経営する個人事業所を法人に切り替え、申立人及びその家族が当該時点で厚生年金保険の被保険者になったことに伴い、同年7月（申立期間の最終月）から同年9月までの納付済みの3か月分の国民年金保険料のうち、同年8月及び同年9月分の保険料が過誤納として同年11月に還付されていることが、市の還付整理簿で確認できる。しかし、その記録が確認できるのは申立人の妻及び義母のみであり、申立人については

保険料が還付された記録は無いため、申立期間に係る申立人の保険料は元々納付されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から62年3月まで

私は、厚生年金保険が老後の重要な制度だと充分認識していたので、退職後に老齢給付の受給資格が得られる被保険者期間が20年に達するまで厚生年金保険の任意継続である第4種被保険者として加入し、保険料を全額自己負担した。その後、社会保険事務所で、国民年金に切り替えるように助言されたので、手続をして国民年金保険料を納付し続けた。納付を証明する資料は手元に無いが、国民年金保険料を納付していたのは確かなので、未加入期間や未納期間の記録があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に被用者年金制度の老齢給付受給資格期間を満了し、公的年金制度に加入する義務はなくなったが、61年4月の国民年金法の改正により、同年4月から国民年金の強制加入の対象となった。社会保険庁のオンライン記録、市の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、同年4月1日に初めて国民年金に強制加入し、62年4月分から国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、申立期間のうち、53年4月から61年3月までの期間については、任意加入していたことが確認できない。

また、市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の資格取得届出は昭和62年4月10日に行われており、社会保険庁の記録によると、国民年金手帳記号番号は同年5月11日に払い出されていることが確認できる。したがって、資格取得届出日の同年4月10日時点では、申立期間のうち、61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については制度上過年度納付が可能であるが、保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、過年度分の保険料をま

とめて支払ったことは無いとしている上、これとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年12月まで

結婚前の昭和48年2月に20歳を迎えた私の自宅に、市から職員が訪れ、国民年金への加入を強く勧められた。当時、私は、A社に見習でアルバイトとして勤めていたので、受け取る給料も少なく、自分で国民年金保険料も支払えなかったが、私の母親が加入手続きを行い、保険料も集金人に支払ってくれていた。その集金人は、同じく集金人の仕事をしていた私の知人の母親が懇意にしていたBさんという人だったのでよく覚えている。

最近になって、私の納付記録を調べたところ、この期間の納付記録が無いことを知った。当時の領収書や年金手帳は所持していないが、必ず払っているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者となった昭和61年4月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことや、申立人がさかのぼって保険料をまとめて納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、市人事課によると、申立期間当時の職員名簿にBという集金人の在籍は確認できないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 56 年 3 月までの期間、63 年 8 月、同年 9 月及び平成 4 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月
③ 平成 4 年 4 月

私は、19 歳から A 社に勤務し、20 歳になった時点で社長夫人が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は給料から差し引かれ、会社が、社長夫妻の保険料を含め、全従業員の保険料を女性の集金人に支払っていた。申立期間について未納になっていることに納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 12 月に払い出されていることが確認でき、市の収滞納記録により、申立期間①の直後の昭和 56 年度 1 年分の保険料が 57 年 3 月にまとめて納付されていることも確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。この時点では申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主が同夫妻の分を含め、全従業員の国民年金保険料を集金人に支払っていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間②のうちの昭和 63 年 8 月については、年金記録が確認できた

元従業員（1名）が未納であり、申立期間②のうちの63年9月及び申立期間③については、事業主夫妻及び当該元従業員が共に未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年7月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から50年7月まで

私は、夫がA社を退職した後に、夫からの勧めもあり、老後のことを考えて国民年金に加入することにしました。国民年金の加入手続については、私の夫が昭和39年7月ごろに行い、その後、私が市役所で保険料の納付をしてきたのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和39年7月ごろに申立人に係る国民年金加入手続を行ったとしているものの、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は53年2月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日及び市が管理する国民年金被保険者資格取得届の届出日とも一致している上、ほかに39年7月ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、市役所に行き保険料を納付していたとしているものの、国民年金手帳及び保険料の納付方法についての記憶が定かでなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 8 日から 35 年 8 月 10 日まで

私は、昭和 28 年 3 月から 35 年 8 月まで A 社に勤務していた。退職時に担当社員から脱退手当金を受け取るかどうか聞かれたので、その当時市役所に勤務していた夫に相談したところ、「受け取らない方がいい。」と助言され、脱退手当金は受け取らなかった。

しかし、社会保険庁の記録では脱退手当金が支給されたことになっており、私の記憶と違うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 8 月 10 日）の前後 4 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 19 人について調査したところ、18 人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給決定が行われており、支給決定はすべて同資格喪失日から 7 か月以内に行われていることが確認できることから、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは無い。

さらに、申立人は、A 社を退職後間もなく創設された国民年金にすぐには加入しておらず（昭和 43 年 10 月加入）、年金に対する意識が高かったとも認め難く、そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 32 年 12 月 21 日まで
年金受給手続のため社会保険事務所に赴き、厚生年金保険の被保険者記録照会を行ったところ、A社で勤務した期間の厚生年金加入期間が、自ら受給することを申し出た記憶が無いのに脱退手当金支給済みになっていた。退職金に脱退手当金を上乗せして払われたような記憶は無く、脱退手当金という制度も当時は全く知らなかったので、脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日の前後1年である昭和31年12月から33年12月までの間に当該事業所を退職したことが確認できる女性職員のうち、支給要件を満たす24人中16人（申立人を含む。）が脱退手当金を受給しており、いずれの者も資格喪失日から11か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、脱退手当金の支給決定日が同一日となっているものが3組6人いることが確認できることから、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 21 日までの間、A社B営業所で勤務していたが、この期間について脱退手当金が支給されているとの回答を得た。

私は、脱退手当金の請求関係書類を書いた記憶や脱退手当金を受給した記憶は無いので、請求関係書類や受領書を提示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社B営業所に係る被保険者名簿において、昭和33年4月から37年2月までの間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年から42年までに資格喪失している女性67人について調査したところ、脱退手当金の受給資格を得ている33人のうち、申立人を含む25人に脱退手当金を支給したとされており、そのうち21人については資格喪失から6か月以内に支給決定されていることが確認でき、申立期間当時、同社においては脱退手当金の代理請求を行っていたことが推認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 3 日から 40 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 11 月から 40 年 9 月までの A 社における厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会したところ、加入期間はあるが脱退手当金が支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金の請求や受給についての記憶は無い。

私が、脱退手当金を受け取った場所や、請求関係書類において私の押印が確認できないと納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の記載欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立人と同時期に脱退手当金の支給決定が行われた他の退職者の記録においても同様に「脱」の押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 12 日から 36 年 2 月 10 日まで
私の年金記録では、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたとされているが、私は脱退手当金を受給していない。

65 歳の時、国民年金を受給するときに調べてもらい、後の 5 か月間の厚生年金記録は残っているのに、前の長かったA社の記録が脱退手当金を支給したことになっていると言われた。その時におかしいと気付いた。

その後、平成 19 年 8 月 6 日の新聞報道で同じ条件の例が掲載されていたので、勤務していたA社に連絡したところ、担当者の方が私の当時の状況を調べてくれ、厚生年金保険被保険者として資格があったと言っていた。担当の方から「1円ももらってないんですか?」と言われた。担当の方が社会保険事務所につないでくれて説明を受けたがやはり脱退手当金を支払っていたという回答であった。しかし、印鑑も無く、いつ、どこで支払ったかも分からず、私の名前と金額だけがあり、支払った者の名前も無いということだった。私はそのような脱退手当金を受け取っておらず納得できない。真正な調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A社を退職後間もなく創設された国民年金への加入手続を直ちに行っておらず、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 24 日から 44 年 4 月 1 日まで
A社を退職後に脱退手当金を受領した記憶はありませんし、年金手帳の再交付を受けていますので、脱退手当金を受領したことはあり得ません。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所において、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「退職所得の受給に関する申告書」が保管されている上、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和44年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 6 日から 36 年 1 月 16 日まで

平成 19 年 12 月 10 日、社会保険事務所から A 社に勤務した期間について脱退手当金が支払われているという回答をもらったが、私は、退職時に脱退手当金を請求したことや受け取ったことを覚えていない。納得できないので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことの確認を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から脱退手当金支給決定日までの期間は約 3 か月であり、支給額についても誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社の当時の人事担当者は、「女性退職者に脱退手当金の説明を行い、会社が代理請求していて、ほとんどの者が脱退手当金を受給していた。」と証言しており、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、退職約 2 か月半後の昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているものの、その後 37 年 9 月から未加入となっており、年金を通算させようとする、当時の強い意図も確認し得ない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 8 月 12 日まで
随分前のことですが、私が覚えている限り、脱退手当金をもらった覚えはありません。退職した時は、退職金は確かに受け取りました。勤めていた会社は当時、厚生年金保険について詳しく説明してくれなかった。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 9 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険庁の記録を確認したところ、申立人が勤務していた事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録のある女性の厚生年金保険被保険者 9 人のうち 8 人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、当時、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていたものと推認することができるほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 6 日から 49 年 12 月 1 日

私は昭和 49 年 1 月 6 日から A 社に勤務していたはずなのに、厚生年金の記録では同年 12 月 2 日からの勤務となっているので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できるが、申立人が勤務していた期間は特定できず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)も無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が入社したとされる昭和 49 年当時の健康保険者証の整理番号に欠番は無く、厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間における申立人に係る雇用保険加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 21 日から 61 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 56 年 11 月 21 日から 61 年 2 月 20 日までの間、A社で勤務していたが、社会保険庁によると、その期間についての私の厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。

私は、同社において、給与から健康保険料と厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていない記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和 56 年 11 月 21 日から 61 年 2 月 20 日までの間、継続勤務したとしているが、同社によると、申立人の在籍期間は 56 年 12 月 28 日から 57 年 4 月 8 日までであるとしており、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、研修期間及び試験を経て、A社において正社員として採用されたとしているが、同社の人事記録によると、申立人は、申立人の主張のとおり研修期間及び試験を経ているものの、昭和 57 年 4 月 1 日付けで、正社員ではなく、同社としては社会保険を適用しない嘱託員として契約し、8日後の同年 4 月 9 日付けで退職したとされており、申立人の主張と相違している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間すべてについて国民年金の被保険者であり、昭和 59 年 4 月以降、保険料の免除申請を行っていることも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月21日から55年9月22日まで
② 昭和56年12月21日から平成4年2月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和54年12月21日から55年9月22日までの期間及び56年12月21日から平成4年2月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落している。また、昭和61年4月1日から63年5月まで国民年金の加入記録があるが、自分で手続をした記憶は無い。昭和54年12月21日から平成4年2月1日までA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②の期間について、申立人は、「A社は作業場が無く、事業主の自宅が事務所となっており、他の事業所に1か月から半年程度の期間、派遣されて仕事をしていた。覚えているのは5社であるが、そのほかの事業所でも働いていた。」としており、A社の元従業員3人も勤務形態は同様であったと証言していることから、申立人が勤務していたとするA社は、事業主の自宅を事務所として、いわゆる人材派遣業に該当する事業を行っていたと推認される。

また、申立人は、「給与は事業主が派遣先に持ってきてくれたので、直接受け取っていた。厚生年金保険については、加入するかどうかを選ぶことができたので、自分は加入することとした。」としているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人がA社において厚生年金保険に加入していた期間は昭和55年9月22日から56年12月20日までしか確認することができない。

さらに、A社の元従業員も、「給与は事業主から直接もらっており、仕事を紹介してもらった時に保険に加入するかどうか選ぶことができた。」と証言していることから、事業主は、厚生年金保険の加入については従業員に選択させ、加入しないことを選択した場合には、加入手続を行わず、厚生年金保険料も給与から控除していなかったものと推認される。

加えて、元従業員は「従業員は何百人もいるような感じがした。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によれば、最終払出番号が67であることから、多数の従業員が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

- 2 雇用保険の記録を見ると、申立期間①（9か月）については、昭和54年12月20日にB社を退職し、求職者給付を受給した記録が確認できる（受給した期間について確認はできないが、当時の規程によれば、申立人に係る所定給付日数は240日分である。）ことから、当該期間にA社に勤務していたとは推認し難い。

また、申立期間②については、A社で厚生年金保険の被保険者期間となっている昭和55年9月22日から56年12月20日までの期間（当該期間に係る求職者給付については、受給期間は不明であるが受給した記録がある。240日分の受給が可能）及び58年9月6日から59年5月31日までの期間（求職者給付の受給記録は無い。）にA社における雇用保険の記録が確認できることから、当該期間にA社に勤務していたと推認されるものの、勤務状況については明確ではない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間②の期間のうち、59年6月18日から61年10月20日までの期間はC社において（当該期間に係る求職者給付については、受給期間は不明であるが受給した記録がある。210日分の受給可能）、平成2年10月27日から3年5月20日までの期間はD社において（求職者給付の受給記録は無い。）雇用されていた記録が確認できる。

- 3 申立人は、上記2のC社及びD社の勤務については、A社から派遣されたのではなかったとしており、A社で勤務していた期間についての申立人の記憶が明確でない上、昭和61年4月1日から63年5月26日までの期間については、申立人は国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人が勤務していたとするA社は昭和62年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人がA社から派遣されていたとする派遣先事業所における、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は無く、一部の派遣先事業所については、厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年10月1日から同年12月31日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和48年10月1日から50年1月11日までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和36年10月1日から同年12月31日まで
③ 昭和48年10月1日から50年1月11日まで

(申立期間①及び②)

A社に入社したのは昭和36年4月で退社したのは同年12月31日です。大みそかの12月31日まで働いた記憶があり、厚生年金の記録は10月までとなっているが、その時点で退職することは分かっていなかったし、記録に納得できない。

(申立期間③)

B社を退職するときには脱退手当金の手続きをお願いしたように思うが、C社の本社はD市で、E市の工場で事務手続きはできなかったし、手続きをした覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和36年6月1日)以前からA社に勤務していたことは推認できるものの、同時期に入社した元同僚の記録についても、同資格の取得日が同年6月1日であることが確認できる。また、元同僚は、試用期間があったと記憶していると証言していることから、事業主は一定の試用期間を経て、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

申立期間②については、申立人と一緒に当該事業所を辞めたとされる元同僚についても、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 36 年 10 月 1 日であることが確認できる上、元店長は、「資格取得日を遅らせることはあっても、資格喪失日を早くすることはなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人は、申立期間より前に勤務したB社を退職するときには脱退手当金の手続を事業所に依頼し、脱退手当金を受領したと記憶していると申し立てているが、同社を退職した昭和 47 年ごろに申立人が脱退手当金を受給したとする記録は無く、申立人の主張と相違する。

また、申立人のC社に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 50 年 3 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、F 社会保険事務所で脱退手当金の支給決定を行ったことを意味する「脱F」の印が押印されており、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。